

LGBTに対する差別解消の法整備を



千葉県地方自治研究センター理事 総武法律事務所 弁護士 喜田 康之

最近、新聞や雑誌でLGBTという言葉を目にすることが多くなりました。昨年、自民党の杉田水脈衆議院議員が、「新潮45」において、LGBTには生産性がないので公的支援の必要はないと寄稿して批判を浴び、同誌が休刊に追い込まれたことも記憶に新しいところです。

LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性と身体的性が一致しない者）の頭文字をとったもので、性的少数者の総称として用いられています。2016年に民間会社が実施した調査によれば、LGBTは人口の約5.9%存在するという結果が出ています。

しかし、これまでの人生でLGBT当事者が周囲にいたという人は少ないかもしれません。それは、多くの当事者が、学校などで「ホモ」「レズ」「気持ち悪い」等と侮蔑的な言葉を投げかけられたり、いじめられたりした経験を有しており、家族や友人にも自らのアイデンティティを偽って生きているからです。アンケート調査では、LGBTの自殺念慮率が高いと報告されており、厚生労働省の「自殺総合対策大綱」（2017年）においても、重点施策としてLGBTに対する理解促進等が盛り込まれました。

憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と定め、個人が自分らしく生きる上で不可欠な権利・利益を幸福追求権として保障しています。その意味で、LGBTの抱える困難は、まさに個人の人格的生存に関わる人権問題といえます。

LGBTに対する公的支援が大きく前進するきっかけとなったのは、2015年に、渋谷区と世田谷区で始まったパートナーシップ証明制度です。その後、10自治体で同様の制度が設けられ、今年

1月から、千葉市においても、「パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、パートナーシップ証明制度が開始されることになりました。

千葉市のパートナーシップ証明制度は、同居し共同生活を営む2人がパートナーであることを宣誓すれば、市が宣誓証明書を発行するというもので、同性カップルだけでなく事実婚の異性カップルも対象にした点に特色があります。

本来、婚姻制度は国が定めるものですから、パートナーシップ証明は同性カップルに婚姻を認めるものではありません。しかし、これまで多くの同性カップルが、同性であることを理由に賃貸住宅の入居を断られたり、パートナーが入院したときに病院から面会を断られたりしていたことから、これらの日常生活上の困難を解消する効果が期待されています。

このように、パートナーシップ証明制度の効果は限定的なものですが、それにもかかわらず、千葉市のパブリックコメントには、「市のイメージダウンにつながる」「証明を求めて同性愛者が千葉市に流入する」等の反対意見が多数寄せられました。これらの反対意見は、現在もLGBTを差別・嫌悪する感情が根強いことを示しており、逆説的にLGBT支援の必要性を証明しているといえます。

パートナーシップ証明制度の他にも、LGBTの職員への福利厚生の平等化など、近年のLGBTに対する公的支援は地方自治体がリードしてきたといっても過言ではありません。誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ証明制度がさらに多くの自治体に広がると共に、国においても、差別解消のための法整備が進むことが望まれます。